

高知市都市農地貸借の認定等に関する事務取扱要綱を次のように定める

令和6年3月14日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市都市農地貸借の認定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、自らの耕作の事業の用に供するため都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者が作成する、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定に関し、法、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成30年政令第234号）及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地をいう。
- (2) 都市農地 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区及び同法第10条の2第1項の規定により定められた特定生産緑地の区域内の農地をいう。
- (3) 認定都市農地 事業計画の認定を受けた都市農地をいう。

(事業計画の認定の申請)

第3条 事業計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人（地方公共団体を除く。以下同じ。）の場合には、その定款又は寄附行為の写し
- (2) 申請者が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）であって農事組合法人又は株式会社である場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し
- (3) 申請者が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が当該承認会社であることを証する書面、その構成員の株主名簿の写し
- (4) 賃借権等の設定に関する契約書又は契約書案の写し
- (5) 賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の全部事項証明書

- (6) 賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の位置を示す地図及び公図の写し
(事業計画の認定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか及び法第4条第3項各号に掲げる要件に該当するかどうかについて審査するものとする。

2 市長は、前項の申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、補正又は追完を求めるものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、適当と認められた場合には、農業委員会の決定を経て、事業計画の認定をするものとする。ただし、第1項の審査の結果、適当と認められない場合であって、申請者が前項の補正又は追完の求めに応じない場合には、事業計画を不認定又は却下するものとする。

4 市長は、前項の規定により事業計画の認定又は不認定若しくは却下をしたときは、遅滞なく、事業計画認定（不認定・却下）書（様式第2号）を申請者に交付するとともに、前項本文の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

(認定都市農地の利用状況の報告)

第5条 前条第3項本文の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定都市農地の利用状況について、認定都市農地の利用状況報告書（様式第3号）により、当該認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）に記載された賃借権等の存続期間中、毎年、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告期日は、毎事業年度の終了後3か月以内とする。ただし、認定事業者が法人以外の個人事業者であり、かつ、事業年度を設けていない場合には、3月31日とする。

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 農地の利用状況が把握できる現況写真
- (2) 認定事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

4 市長は、第2項の報告期日後3か月を経過しても第1項の報告書の提出がない場合には、認定事業者に対し、速やかに当該報告書を提出するよう求めるものとする。

5 市長は、第1項の報告書の提出があったときは、記載事項及び添付書類の不備について確認するとともに、当該報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地の利用状況の把握が困難と認められるときは、補正又は追完を求めるものとする。

(事業計画の変更)

第6条 次の各号のいずれかに該当し、認定事業計画を変更しようとする認定事業者（以下「変更申請者」という。）は、事業計画変更認定申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 賃借権等の設定を受ける都市農地の変更
- (2) 認定都市農地の地目又は面積の変更（面積の変更にあつては、当該認定都市農地の面

積に占める当該変更に係る認定都市農地の面積の割合が5分の1を超えるものに限る。)

- (3) 認定を受けた賃借権等の種類、始期又は存続期間の変更
 - (4) 認定都市農地における耕作の事業の内容の変更
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、認定事業計画の重要な変更
- 2 認定事業者は、前項各号のいずれにも該当しない変更が生じた場合は、その変更後、速やかに事業計画変更届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定による事業計画変更認定申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか及び法第6条第3項において準用する法第4条第3項各号に掲げる要件に該当するかどうかについて審査するものとする。
 - 4 市長は、前項の申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、補正又は追完を求めるものとする。
 - 5 市長は、第3項の審査の結果、相当と認められた場合には、農業委員会の決定を経て、認定事業計画の変更の認定をするものとする。ただし、第3項の審査の結果、相当と認められない場合であって、申請者が前項の補正又は追完の求めに応じない場合には、認定事業計画の変更を不認定又は却下するものとする。
 - 6 市長は、前項の規定により認定事業計画の変更の認定又は不認定若しくは却下をしたときは、遅滞なく、事業計画変更認定（不認定・却下）書（様式第6号）を変更申請者に交付するとともに、前項本文の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

（勧告）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、勧告書（様式第7号）により、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 認定事業者が、認定事業計画（前条第5項本文の規定による認定又は同条第2項の規定による届出があったときは、その変更後のもの。）に従って耕作の事業を行っていないとき。
- (2) 認定事業者が認定都市農地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- (3) 認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていないとき。
- (4) 認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないとき。
- (5) 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農業委員会の決定を経て、認定取消書(様式第8号)により、認定事業計画(第6条第5項本文の規定による認定又は同条第2項の規定による届出があったときは、その変更後のもの。)を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、事業計画につき第4条第3項本文又は第6条第5項本文の規定による認定を受けたとき。
- (2) 法又は法に基づく命令に違反したとき。
- (3) 前条の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかったとき。

(賃貸借の解除の届出)

第9条 法第8条第3項の規定による賃貸借の解除の届出は、届出書(様式第9号)によるものとし、賃借権等の設定に関する契約書の写しを添付するものとする。

- 2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、届出に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地を認定事業計画(第6条第5項本文の規定による認定又は同条第2項の規定による届出があったときは、その変更後のもの。)に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に行われるものであるかどうか、届出書の記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを審査し、その受理又は不受理を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により届出を受理又は不受理としたときは、その旨を受理(不受理)通知書(様式第10号)により当該届出をした者に通知するとともに、その旨を農業委員会に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、都市農地貸借の設定等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。